

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年1月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した議論を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」、「平和主義と安全保障」の4つのテーマを取り上げ、現在「国民主権と国の機構」を終え、「基本的人権」について論議している。

今国会においては、平成14年10月30日に、イタリア・ベルギー・フランスにおける憲法事情及び欧州における人権事情について、海外派遣議員から報告を聴いた後、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

11月13日には、基本的人権のうち、「経済的自由」について、早稲田大学法学部教授戸波江二氏及び大阪市立大学大学院法学研究科教授西谷敏氏、11月27日には、「市民的自由」について、東京大学大学院情報学環教授濱田純一氏及び上智大学文学部教授田島泰彦氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

さらに、12月4日には基本的人権を中心とした委員相互間の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

1. 委員相互間の意見交換

10月30日の意見交換では、イタリア・ベルギー・フランス派遣議員からの報告を踏まえた各国憲法及び欧州における人権事情に関する意見、今国会におけるテーマである基本的人権を中心とした意見等憲法をめぐる諸問題について議論が行われた。

イタリア・ベルギー・フランスの憲法事情の調査に関して、イタリアにおいては、上院を州代表院にしようという動きに合わせて、上院の政府に対する信任権の廃止や立法権の見直し等が議論の対象となっている、ベルギーにおいては、一院制は選挙の際の一時的な考えや利益に左右される傾向があり、ポピュリズムに陥る傾向からも二院制は必要、NPO、生命倫理等に関し重点的な審議を行っており、より慎重な熟慮の院としての性格を維持したい、EUにおいては今後の成り行きについては楽観的である、EUは閣僚理事会と欧州議会と欧州委員会の三者が相互に支え合う組織で、モンテスキュー流の三権分立に従うものではなく、他に比べるものがない新しい実験であり野心的なものとしている、欧州人権条約とそれに基づいて設立された欧州人権裁判所の活動は高く評価されている、フランスにおいては第五共和制憲法は第四共和制への不満とドゴールの個性から生まれたものだが、結論としてフランスの必要にこたえており、共産党を含め大方は現憲法体制内の

改革を求める方向で、議会の権力も思われているよりも強いが、議会の行政に対する権能はもっと活発に行使されるべき等の報告がなされた。

これに対し、日本の参議院が中長期的に本当に賢者・熟慮の院となるためには、権威を高めるために定員の大幅な縮小が必要、欧州の人権に対する感覚についてはしっかり学んでいく必要がある、人権を制度的に保障するという観点からは、国民の立法、行政、司法に対する信頼と権威が重要である等の意見が出された。

また、12月4日の基本的人権を中心にした意見交換においては、障害者の人権について、難病の方々が自分の意思で投票をできる制度を早急に作る必要がある、外国人参政権について、戦前は日本にいる朝鮮人の方々は参政権のみならず被参政権もあり、ハングル文字の投票も認められていたという歴史があった事実も踏まえて議論すべき、我が国は人権保障を促進する能動的な国として、率先して基本的人権の確立に取り組むべき、新しい権利は憲法の改正ではなく憲法の基本原則に基づいて法律でしっかりと保障されるべき、自由と責任、公益と私益のバランス、公共性への配慮、遵法精神等を国民皆が持つためには教育が非常に重要等の意見が出された。

2. 学識経験者からの意見聴取

「基本的人権」について、意見を4名の学識経験者から聴取した。

戸波参考人は、基本的人権のうち経済的自由について、今までは結果的に憲法の予定する経済社会政策がなされてきたが、今後、行財政改革、公務員改革を目指す前提として、国民の福祉、経済生活の安定など人権が密接に関係する問題に配慮しながら考えていくべき、日本国憲法は、経済の放らつな自由を認めてはならず、国に対し福祉等により様々な国民生活の面倒を見るということを期待している旨、発言した。

西谷参考人は、経済的自由と社会権、労働法の関係を、その両者がいずれも犠牲にされることなく調和的に実現されることを憲法は求めている、最近における労働分野の規制緩和の動きには重大な問題を感じる、労働運動の長年にわたる血のにじむような努力を無にせず、積極的に、労働者の人間らしい生活の保障を前提とした安定した日本社会あるいは国際社会の形成に貢献するという観点から、市場と社会的観点を結びつけようとするヨーロッパに学ぶべき旨、発言した。

濱田参考人は、市民的自由の中でも特に表現の自由というのは、極めて政治的な性格の自由であり、政治に大きな影響を与えると同時に、政治的な圧力にさらされやすい自由である、したがって、熟成させるのには大変難しい自由であり、今のような安定した社会においては、自由に対する規制の根拠と効果、自由に対する影響等をきめ細かく詰めながら、辛抱強く開かれた議論を重ねていくことが何よりも重要である旨、発言した。

田島参考人は、プライバシーの権利とこれと密接に関連する個人情報保護制度の適用の在り方については国家や自治体に対しては自己情報のコントロール権を徹底させ、厳格な規制を加えることが必要である一方、民間に対しては緩やかな規制にとどめ、とりわけ表現やメディアに対しては、表現の自由の観点から法規制は謙抑するなどの配慮を払うことが欠かせない、知る権利やプライバシーの権利等を承認し憲法に明記するために改憲に取り組むのは時期尚早であり、またすぐに改憲しなくても特段の不都合が生ずるものではない旨、発言した。

(2) 調査会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に峰崎直樹君を指名した。

○平成14年10月30日（水）（第2回）

- イタリア共和国、ベルギー王国及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州における人権保障の実情等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成14年11月13日（水）（第3回）

- 「基本的人権」のうち、経済的自由について参考人早稲田大学法学部教授戸波江二君及び大阪市立大学大学院法学研究科教授西谷敏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月27日（水）（第4回）

- 「基本的人権」のうち、市民的自由について参考人東京大学大学院情報学環教授濱田純一君及び上智大学文学部教授田島泰彦君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月4日（水）（第5回）

- 「基本的人権」を中心として意見の交換を行った。